

第4章 条例要綱及び法令の変遷等

○光化学スモッグ 発令基準等・緊急時措置発令地域・緊急時措置等

○藤沢市環境基本条例

○公害関係及び鳥獣保護管理関係法令の変遷・環境保全課に関することから

■ 発令基準等

(神奈川県大気汚染緊急時措置要綱より抜粋)

		予報		注意報	警報	重大緊急時警報
		前日 (午後5時)	当日 (午前10時)			
発令基準 (気象条件から各欄の基準が継続すると認められる事を条件とする)	光化学オキシダント	注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		1 時間値 0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき	1 時間値 0.24ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき	1 時間値 0.4ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき
解除基準 (気象条件から各欄の基準が継続することを条件とする)	光化学オキシダント	1 注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき 2 注意報、警報または重大緊急時警報の発令をしたとき		発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

■ 緊急時措置等発令地域

地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	湘南 (5市4町)	平塚市
川崎	川崎市		鎌倉市
横須賀	横須賀市		藤沢市
三浦	三浦市		茅ヶ崎市
県央 (7市1町1村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村		逗子市
		葉山町	
		寒川町	
		大磯町	
		二宮町	
		小田原市	
		南足柄市	
相模原	相模原市	西湘 (2市8町)	中井町
			大井町
			松田町
			山北町
			開成町
			箱根町
			真鶴町
			湯河原町

■ 緊急時措置等

	予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時警報
	前 日	当 日			
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	<p>1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること (2) 翌日午前 6 時から通常燃料使用量の削減もしくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合はその排出防止に努めることについて協力を要請する。</p> <p>2 1 以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用の自粛 (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に対し、 煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。</p> <p>2 1 以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用の自粛 (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。</p>	<p>第一種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として通常燃料使用量の 20%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)はその排出防止に努めることを勧告する。</p> <p>2 1 以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。</p> <p>3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用自粛 (2) 外出の自粛 (3) 学童、生徒の過激な運動の自粛を要請する。</p>	<p>第二種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として通常燃料使用量の 25%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)はその排出防止に努めることを勧告する。</p> <p>2 1 以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。</p> <p>3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用自粛 (2) 外出の自粛 (3) 学童、生徒の過激な運動の中止を要請する。</p>	<p>第三種措置</p> <p>1 ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として通常燃料使用量の 40%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。 (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。 (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)はその作業の中止を勧告する。</p> <p>2 必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用自粛 (2) 外出の自粛 (3) 学童、生徒の屋外運動の中止を要請する。</p>
	<p>1 ばい煙排出者がとる措置については、排煙脱硝装置の設置等、通常時の対策が、ほかのばい煙排出者よりも格段進んでいるものとして知事が承認する場合は、当分の間このことを考慮するものとする。</p> <p>2 主要ばい煙排出者が協力要請、勧告又は命令に基づいてとる措置については、日の入り時刻をもって解除することができる。</p> <p>3 炭化水素系物質とは、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料及び混合有機溶剤（1 気圧の状態において留出量が 5%のときの温度が 100 度以下のもの）又は単一有機溶剤（1 気圧の状態において、沸点が 100 度以下であるもの）をいう。</p>				

藤沢市環境基本条例

制定 平成 8 年 9 月 20 日 条例第 16 号

改正 平成 12 年 3 月 30 日 条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人々の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など、多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち、市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策

(市の基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。
- (5) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。

- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(年次報告)

- 第11条 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(規制の措置)

- 第12条 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全等に

関する活動を行うこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないうこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課すための措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習)

第 14 条 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

(自発的活動の支援)

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(市民等の意見の反映)

第 16 条 市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供及び公開)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(調査及び研究の実施)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努

めなければならない。

第 5 章 藤沢市環境審議会

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項。

3 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(藤沢市生活環境確保に関する基本条例の廃止)

2 藤沢市生活環境確保に関する基本条例（昭和 46 年藤沢市条例第 21 号）は、廃止する。

(藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 46 年藤沢市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 12 年条例第 44 号）抄

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

5 この条例の施行の日の前日において藤沢市環境審議会の委員である者のうち第 4 条の規定による改正前の藤沢市環境基本条例第 21 条第 4 項第 4 号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

公害関係及び鳥獣保護管理関係法令の変遷・環境保全課に関することから

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1951年(昭和26年) 「神奈川県事業場公害防止条例」公布</p> <p>1958年(昭和33年) 12月「公共用水域の水質の保全に関する法律」 並びに「工場排水等の規制に関する法律」 公布('59.3施行)</p> <p>1962年(昭和37年) 6月「ばい煙の排出の規制等に関する法律」 公布(指定地域の煤煙の排出濃度規制) ('62.12施行)</p> <p>1963年(昭和38年) 3月「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」 (狩猟法の一部改正・名称改称・鳥獣保護 員制度・都道府県の鳥獣保護事業責任遂行 のため鳥獣保護事業計画の作成)</p> <p>1964年(昭和39年) 3月 総理府に公害対策推進会議を設置 「神奈川県公害の防止に関する条例」公布</p> <p>1966年(昭和41年) 9月 新型車の排出ガス規制実施(CO濃度3%)</p> <p>1967年(昭和42年) 8月「公害対策基本法」公布 (同日施行) 8月「航空機騒音による障害の防止等に関する 法律」公布 (同日施行)</p> <p>1968年(昭和43年) 6月「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布 ('68.12施行)</p> <p>1969年(昭和44年) 2月「硫黄酸化物に係る環境基準」閣議決定 7月「大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特 別排出基準」告示 12月「公害に係る健康被害の救済に関する特 別措置法」公布</p> <p>1970年(昭和45年) 2月「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定 4月「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定 (健康項目7項目・生活環境項目5項目) 4月 神奈川県「深夜騒音の規制措置要綱」制 定 6月「公害紛争処理法」公布('70.11施行) 8月 使用中の自動車の一酸化炭素排出規制 開始 8月 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指 定閣議決定 12月「水質汚濁防止法」公布('71.6施行) 他公害関係14法の制定及び改正</p>	<p>1963年(昭和38年) 鶴沼神明で騒音・大気汚染問題発生</p> <p>1964年(昭和39年) 商工課内で公害行政に着手</p> <p>1966年(昭和41年) 境川・引地川水系水質浄化等促進協議会設立</p> <p>1967年(昭和42年) 課名変更(市民安全課公害係)</p> <p>1969年(昭和44年) 課名変更(環境指導課) 4月 騒音規制法に基づく地域指定される (市内全域)</p> <p>1970年(昭和45年) 組織変更(公害対策事務局) 4月 二酸化鉛法による二酸化硫黄の測定を 開始</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1974年(昭和49年)</p> <p>6月「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」公布(同日施行)</p> <p>9月 水質汚濁に係る環境基準の一部改正(総水銀・アルキル水銀の基準値設定)</p> <p>9月 渡り鳥保護条約批准(日本とアメリカ間の渡り鳥及び絶滅のおそれある鳥類並びにその環境の保護)</p> <p>11月 大気汚染防止法施行令の一部を改正する法令公布(総量規制地域指定)(同日施行)</p> <p>1975年(昭和50年)</p> <p>2月 水質汚濁にかかる環境基準の一部改正(PCB追加)</p> <p>2月「ガソリン(LPG)車の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(新車)の車種別について窒素酸化物に係る51年度規制」環境庁告示</p> <p>7月「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」環境庁告示</p> <p>9月「自動車騒音の大きさの許容限度」環境庁告示</p> <p>1976年(昭和51年)</p> <p>3月 神奈川県「大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準」制定</p> <p>5月「神奈川県湿性大気汚染(酸性雨)対策暫定措置要綱」制定</p> <p>6月「振動規制法」公布('76.12施行)</p> <p>12月「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」環境庁告示(53年規制)</p> <p>1978年(昭和53年)</p> <p>3月「神奈川県公害防止条例」公布(全面改正)('78.9施行)</p> <p>7月 大気の汚染に係る環境基準の一部改正(二酸化窒素に係る環境基準改正)環境庁告示</p> <p>「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」一部改正</p> <p>1979年(昭和54年)</p> <p>1月 神奈川県は富士見台小学校で航空機騒音の測定を開始</p> <p>8月「軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制」環境庁告示</p> <p>1980年(昭和55年)</p> <p>9月「神奈川県公害防止条例施行規則一部改正」公布(事務の委任 政令3市)('80.10施行)</p> <p>10月「神奈川県環境影響評価条例」公布('81.7施行)</p>	<p>1975年(昭和50年)</p> <p>4月 藤沢市公害防止資金利子補助金公布要綱施行</p> <p>4月 南下水処理場内に分析センター発足</p> <p>1977年(昭和52年)</p> <p>8月 藤沢市内31ヶ所に水準基標設置</p> <p>10月 振動規制法に基づく地域指定(市内全域)</p> <p>1980年(昭和55年)</p> <p>5月 航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型指定される</p> <p>10月 神奈川県公害防止条例の許認可関係等の事務が、知事から市長に委任</p> <p>大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の事務が、知事から市長へ委任</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1980年(昭和55年) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(通称ワシントン条約)」及び「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(通称ラムサール条約)」に加入</p> <p>1981年(昭和56年) 4月「渡り鳥等保護協定」発効(日本とオーストラリア間の渡り鳥及び絶滅のおそれある鳥類並びにその環境の保護) 9月「渡り鳥等保護協定」署名・発効(日本と中華人民共和国間の渡り鳥及び絶滅のおそれある鳥類並びにその環境の保護) 10月「神奈川県公害防止条例一部改正」公布(深夜飲食店営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限)('82.4施行) 11月「水質汚濁防止法施行令一部改正」公布(特定施設の追加11業種)('82.1施行)</p> <p>1982年(昭和57年) 3月「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」制定 9月「自動車騒音の大きさの許容限度」環境庁告示 12月 神奈川県「悪臭防止対策に関する指導要綱」公布 ('83.4施行)</p> <p>1983年(昭和58年) 9月「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正(NO_x規制)」</p> <p>1984年(昭和59年) 5月「相模湾富栄養化対策指導指針」及び「神奈川県生活排水対策推進要綱」施行 12月 神奈川県要綱「新設工場等に係る指導水質」制定</p> <p>1985年(昭和60年) 5月「水質汚濁防止法施行令一部改正」公布(窒素・リンの排出基準設定)(同日施行) 6月「大気汚染防止法施行令一部改正」公布(小型ボイラーを規制対象)('85.9施行)</p>	<p>1981年(昭和56年) 4月 藤沢市消防本部において、窒素酸化物の自動測定局を設置し、測定を開始 9月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正</p> <p>1982年(昭和57年) 4月 窒素酸化物の自動測定局を長後市民センターに移設</p> <p>1983年(昭和58年) 4月 窒素酸化物の自動測定局を富士見台小学校に移設 8月 明治市民センターにおける航空機騒音測定開始</p> <p>1984年(昭和59年) 3月 境川除塵機設置 6月 藤沢市南部地域13カ所に水準基標設置</p> <p>1985年(昭和60年) 3月 境川水質自動測定所設置 4月 瀬郷でカドミウム汚染 7月 藤沢市東部地域12カ所に水準基標設置</p> <p>1986年(昭和61年) 3月 引地川水質自動測定所設置 全国青空コンテスト参加 厚木飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型指定の変更</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1987年(昭和62年)</p> <p>5月 水質汚濁防止法による「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」制定('87.7施行)</p> <p>6月 「神奈川県公害防止条例施行令一部改正」公布(指定施設の見直し・硫酸化物の規制基準の見直し)(同日施行)</p> <p>10月 「大気汚染防止法施行令」の一部改正公布(ガスタービン・ディーゼル機関を規制対象施設に追加)('88.2施行)</p> <p>1988年(昭和63年)</p> <p>2月 「神奈川県公害防止条例施行規則」の一部改正公布(ガスタービン等の規制基準の適用等) (同日施行)</p> <p>4月 「神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱」施行</p> <p>8月 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(飲食店・弁当製造業等を規制対象事業所として追加) ('88.10施行)</p> <p>1989年(昭和64年・平成元年)</p> <p>1月 神奈川県「ガスタービン・ディーゼル機関・ガスエンジン及びガソリンエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱」制定('89.2施行)</p> <p>3月 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加)('89.10施行)</p> <p>6月 「水質汚濁防止法の一部改正」公布(有害物質を含む特定地下浸透水の浸透禁止、地下水の常時監視)('89.10施行)</p> <p>1990年(平成2年)</p> <p>4月 「神奈川県公害防止条例施行規則」の一部改正(有機溶剤を用いた脱脂洗浄施設の見直し)公布('90.5施行)</p> <p>6月 「水質汚濁防止法」の一部改正公布(生活排水対策の推進)</p> <p>7月 「先端技術産業立地環境対策暫定指針」施行</p> <p>11月 「大気汚染防止法施行令」の一部改正公布(ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加)('91.2施行)</p> <p>1991年(平成3年)</p> <p>4月 「神奈川県化学物質環境安全管理指針」施行</p> <p>7月 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(トリクロロエチレン等の蒸留施設を特定施設に追加)('91.10施行)</p>	<p>1987年(昭和62年)</p> <p>8月 全国星空コンテスト参加</p> <p>1988年(昭和63年)</p> <p>11月 山田橋湧水のトリクロロエチレン汚染</p> <p>1989年(昭和64年・平成元年)</p> <p>6月 騒音計の貸出しを開始</p> <p>7月 航空機騒音表示盤を湘南台文化センターに設置</p> <p>7月 航空機騒音テレメータシステムを導入、湘南台文化センターと滝の沢小学校における航空機騒音測定開始</p> <p>7月 大気汚染測定局を湘南台文化センターに設置</p> <p>8月 大気汚染測定テレメータシステムを導入</p> <p>1990年(平成2年)</p> <p>6月 引地川除塵機設置</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1991年(平成3年)</p> <p>8月「土壌の汚染に係る環境基準について」環境庁告示</p> <p>12月「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」環境庁告示(水質自動監視測定装置による測定方法の追加)</p> <p>1992年(平成4年)</p> <p>6月「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布(’92.12施行)</p> <p>6月 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催</p> <p>1993年(平成5年)</p> <p>3月「水質汚濁に係る環境基準の一部改正」環境庁告示(健康項目を9項目から23項目に追加)</p> <p>6月「悪臭防止法施行令」の一部改正公布(悪臭物質を10物質追加)</p> <p>8月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(排水規制の対象となる項目として海域の窒素・りんを追加)(’93.10施行)</p> <p>11月「環境基本法」公布(同日施行)</p> <p>12月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加)(’94.2施行)</p> <p>1994年(平成6年)</p> <p>2月「土壌の汚染に係る環境基準」についての一部改正</p> <p>3月「大気汚染防止法施行令」の一部改正公布(政令市の追加指定)(’94.4施行)</p> <p>3月「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」公布(’94.5施行)</p> <p>4月「悪臭防止法施行規則」の一部改正(排水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定)</p> <p>5月「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置施行令及び施行規則」公布(’94.5施行)</p> <p>10月「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排出基準を定める条例の一部を改正する条例」公布(鉛及び砒素に係わる許容限度の改正)(’95.2施行)</p>	<p>1991年(平成3年)</p> <p>8月 公害学習展を開催</p> <p>9月 水質テレメータシステムを導入</p> <p>12月 公害関係届出書類等の自動検索システムを導入</p> <p>12月 分析担当に電気自動車を導入</p> <p>1992年(平成4年)</p> <p>8月 環境学習展を開催</p> <p>1993年(平成5年)</p> <p>9月 環境学習展を開催</p> <p>1994年(平成6年)</p> <p>4月 大気汚染防止法に基づく事務を委任される</p> <p>7月 環境学習展を開催</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1994年(平成6年)</p> <p>10月「神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」公布 (有害物質の追加、指定作業、施設の範囲の拡大、排煙の規制基準の改正、水質汚濁防止に関する規制基準の追加)('95.2施行)</p> <p>12月「ガスタービン、ディーゼル機関、ガソリンエンジン及びガソリンエンジンに係わる窒素酸化物対策指導要綱」の一部改正(「その他の地域」に係わる指導基準値の強化)('95.2施行)</p> <p>12月「脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設の排出ガスに係わる有機塩素系溶剤対策指導要綱」制定('95.2施行)</p> <p>1995年(平成7年)</p> <p>4月「神奈川県公害防止条例施行規則」の一部改正(排水の測定方法の規格番号の変更) (同日施行)</p> <p>4月「悪臭防止法の一部を改正する法律」(嗅覚測定法の導入)('96.4施行)</p> <p>6月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令」('95.7施行) (低品位炭使用ボイラーに係るばいじんの排出基準の改正)</p> <p>7月「排出基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令」('96.7施行)</p> <p>1996年(平成8年)</p> <p>1月「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」('96.4施行)</p> <p>3月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」 (酸素燃焼技術に係る改正)(同日施行)</p> <p>3月「神奈川県環境基本条例」公布 ('96.4施行)</p> <p>5月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」 (建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気の汚染防止)('97.4施行)</p> <p>6月「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」 (地下水の水質浄化のための措置・油流出事故時の措置)('97.4施行)</p> <p>7月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法令」('97.4施行)</p>	<p>1995年(平成7年)</p> <p>課名変更(環境保全課)</p> <p>3月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正</p> <p>8月 簡易二酸化窒素測定器の貸出しを開始</p> <p>10月、11月 環境学習展を開催</p> <p>1996年(平成8年)</p> <p>4月 天然ガス自動車導入</p> <p>9月「藤沢市環境基本条例」公布 ('96.9施行)</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1996年(平成8年)</p> <p>「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令」(’97.4施行)</p> <p>12月「騒音規制法施行令の一部を改正する政令」(’97.10施行)</p> <p>1997年(平成9年)</p> <p>1月「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」(’97.4施行)</p> <p>2月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」(’97.4施行)</p> <p>「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」環境庁告示</p> <p>3月「地下水の水質の汚染にかかる環境基準」環境庁告示</p> <p>8月「大気汚染防止法施行令の一部改正する政令」公布(ダイオキシンを有害大気汚染物質に指定等)(’97.12施行)</p> <p>10月「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例」公布(’98.4施行)</p> <p>10月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布(’98.4施行)</p> <p>12月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」公布(’98.4施行)</p> <p>1998年(平成10年)</p> <p>3月「神奈川県公害防止条例」廃止</p> <p>3月第四次「相模湾富栄養化対策指導指針」制定(’98.4施行)</p> <p>4月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」(廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準の改正)(’98.7施行)</p> <p>4月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」(排水測定方法の規格番号等の変更)(’99.4施行)</p> <p>5月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(’98.6施行)</p> <p>7月「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」</p> <p>「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準等の一部を改正する告示」(医療法の一部(診療所の規定)を改正する法律の施行に伴う改正)(’99.7施行)</p>	<p>1997年(平成9年)</p> <p>10月 環境学習展を開催</p> <p>1998年(平成10年)</p> <p>4月 大気汚染測定局を御所見小学校に設置</p> <p>4月 藤沢市環境基本計画策定</p> <p>6月 第3回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>7月 環境学習展を開催</p> <p>8月 環境学習展を開催</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1998年(平成10年)</p> <p>9月「排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令」公布、一部業種の暫定排水基準の適用期限延長('98.10施行) 「騒音に係る環境基準について」 新たな環境基準の設定 ('99.4施行)</p> <p>11月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」 排煙の測定頻度及び拡声器騒音規制に関する改正 ('98.10施行)</p> <p>12月「騒音規制法施行令等の一部を改正する政令」 関係行政機関の長等に対して協力を求めることに関する事務の委任('98.12施行) 大気汚染の状況の公表('99.4施行)</p> <p>1999年(平成11年)</p> <p>2月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」 環境基準に健康項目として新たに3項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)を追加</p> <p>3月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」 小型焼却炉を指定施設に指定('99.7施行)</p> <p>4月「騒音に係る環境基準について」 ('99.4施行)</p> <p>4月「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」の改正)('99.4施行)</p> <p>4月 道路面騒音測定環境基準の見直し (L50からLAeqに変更)</p> <p>7月「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRT法)公布('00.3施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布('00.1施行) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(都道府県の権限一部移譲に伴う鳥獣捕獲等許可事務の移譲)</p>	<p>1999年(平成11年)</p> <p>3月 藤沢橋自動車排出ガス測定局建て替え</p> <p>7月 第4回藤沢市環境フェアに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>1999年(平成11年)</p> <p>9月 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正 廃棄物焼却炉に係るばいじん規制基準の改正('99.10施行)</p> <p>12月 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(「ジクロロメタンによる洗浄施設」及び「ジクロロメタンの蒸留施設」を追加)('00.3施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」を制定('00.1施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」を制定('00.1施行) 「ダイオキシン類による大気汚染水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」('00.1施行)</p> <p>2000年(平成12年)</p> <p>3月 P R T R 法施行(化学物質排出量の届出・公表の義務)</p> <p>2001年(平成13年)</p> <p>1月 中央省庁再編により環境庁を改組し、環境省を設置(1月6日)</p> <p>1月 「神奈川県生活環境保全等に関する条例」の一部改正(大型小売店における夜間小売業に係る届出や外部騒音の防止の規定)</p> <p>3月 「土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正(ふっ素及びほう素を追加)</p> <p>4月 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」(ジクロロメタンの追加)環境省告示</p> <p>6月 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」 (有害物質としてほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の追加)('01.7施行)</p> <p>6月 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の改正法「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車N O x ・ P M法)」成立(新たに粒子状物質が対策の対象)('01.12~'02.10施行)</p> <p>6月 測量法改正(世界測地系移行)('02.04施行)</p>	<p>1999年(平成11年)</p> <p>8月 みんなの消費生活展に参加</p> <p>12月 藤沢市役所大気汚染測定局を地上独立局へ移設</p> <p>2000年(平成12年)</p> <p>3月 「引地川水系ダイオキシン汚染事件」が発生</p> <p>4月 「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正</p> <p>7月 第5回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>8月 みんなの消費生活展に参加</p> <p>8月 三宅島噴煙が原因で二酸化硫黄が環境基準を超過</p> <p>2001年(平成13年)</p> <p>3月 環境省「日本の水浴場88選」に片瀬東浜が選定される</p> <p>4月 合併処理浄化槽設置助成制度を開始</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2001年(平成13年)</p> <p>7月 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(有害物質にほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加、排水基準の設定、業者により暫定的な排水基準が設定 「石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設」が特定施設に追加</p> <p>11月 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設として硫酸カリウムの製造に係る施設等を追加('01.11施行)</p> <p>2002年(平成14年)</p> <p>3月 「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例」(上乘せ条例)により、有害物質にふっ素を追加</p> <p>3月 「神奈川県生活環境保全等に関する条例施行規則の一部改正」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を特定有害物質等に追加) (環境管理事業所の認定における欠格事項に係る法律を追加)</p> <p>4月 P R T R法に基づく事業者からの届出開始</p> <p>4月 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律全面改正)</p> <p>5月 土壌汚染対策法が公布('03.02施行)</p> <p>5月 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(純酸素を用いるガラス溶融炉の窒素酸化物の排出基準の改正)</p> <p>7月 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準を告示('02.09施行)</p> <p>7月 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設としてカーバイト法アセチレン製造施設に係る施設等を追加('02.08施行)</p> <p>10月 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正」(運行規制や低公害車導入義務等の追加による自動車排出ガス対策の強化)('03.4~'06.4施行)</p>	<p>2001年(平成13年)</p> <p>7月 第6回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>8月 みんなの消費生活展に参加</p> <p>11月 環境省「かおり風景100選」に「鶴沼、金木犀の住宅街」が選定される</p> <p>2002年(平成14年)</p> <p>6月 第7回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>8月 みんなの消費生活展に参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2002年(平成14年) 11月「土壌汚染対策法施行令」公布('03.02施行) 12月「土壌汚染対策法施行規則」公布</p> <p>2003年(平成15年) 2月「土壌汚染対策法」施行 3月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(ガス発生炉等におけるばいじん及び窒素酸化物の測定頻度を5年に1回以上に改正) 4月 自動車NO_x・PM法施行 4月 片瀬小学校にて航空機騒音測定(県実施1年間で終了) 7月 県自動車NO_x・PM総量削減計画大臣承認 10月 県生活環境保全の条例改正(ディーゼル車の運行規制(DPF・酸化触媒の装着)) 11月 悪臭防止法による規制について、県では「特定悪臭物質規制」に代えて人の嗅覚を用いて悪臭を判定する「臭気指数規制」を導入 11月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示(環境基準に亜鉛を追加)</p> <p>2004年(平成16年) 3月「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」閣議決定(浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染防止を図るため原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するため) 3月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正」(化学物質の適正管理関係、土壌汚染対策関係及び環境汚染発生時の措置関係等の規定を強化・追加)('04.4~'05.4施行) 4月 県が辻堂小学校で航空機騒音の測定を開始 5月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(揮発性有機化合物排出施設を新たに規制)('06.4施行) 6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布 同法により特定外来生物に指定された鳥類・哺乳類等について、「飼養・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・野外に放つこと」が原則禁止</p>	<p>2003年(平成15年) 3月 大気汚染測定テレメータシステムと水質テレメータシステムを統合した環境監視システム装置を導入 4月 大気汚染測定局を明治市民センターに設置 4月 組織変更に伴う変更 ①航空機騒音の住宅防音、要請行動等の業務が渉外課に移管 ②みどり課、減量推進課の統廃合に伴い、環境保全課に鳥獣保護管理・スズメバチの巢の撤去が移管 ③下水道浄化センターの機器分析を環境保全課に一元化 ④合併浄化槽補助事業が下水道業務課に移管 6月 第8回藤沢市環境フェアに参加 8月 みんなの消費生活展に参加 10月 第34回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>2004年(平成16年) 4月 藤沢市新エネルギービジョン作成 4月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正 5月 境川・引地川でコイヘルペスウイルスによるコイの大量死 7月 第9回藤沢市環境フェアに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2004年(平成16年)</p> <p>12月「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正」(公害防止管理者の選任すべき要件の緩和、選任の区分の見直し等) ('05. 4、'06. 4施行)</p> <p>2005年(平成17年)</p> <p>5月「大気汚染防止法施行令」改正 (揮発性有機化合物排出抑制関係)</p> <p>6月「大気汚染防止法施行規則」の改正 (揮発性有機化合物排出抑制関係)</p> <p>6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行</p> <p>11月「神奈川県内の石綿(アスベスト)問題に対する神奈川県、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市による協定」の締結('05. 11. 04) アスベストの飛散防止対策推進のため、神奈川県労働局、県大気汚染防止法政令市で協定を締結、法令に基づいた事業者指導等の協力連携</p> <p>12月「大気汚染防止法施行令及び同法施行規則」の一部改正(特定粉じん(アスベスト)排出作業の規制対象に断熱材、保温材、耐火被覆材を追加、建築物の規模等の要件撤廃('06. 3. 1施行)</p>	<p>2004年(平成16年)</p> <p>10月 第35回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>2005年(平成17年)</p> <p>4月「藤沢市公害防止資金融資要綱」を廃止し、経済部の「中小企業近代化資金」に一元化</p> <p>4月 水質自動測定所、測定項目の一部廃止(COD、シアン、アンモニア)</p> <p>4月 湘南台文化センター一般環境大気測定局において測定項目の一部廃止(一酸化炭素)</p> <p>6月 第10回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>10月 エコタウンかながわ2005に参加</p> <p>10月 航空機騒音測定局を移設(湘南台文化センターから天神小学校、明治市民センターから明治小学校) 湘南台文化センターの航空機騒音表示盤を廃止</p> <p>11月 第36回藤沢市総合かがく展に参加</p>
<p>2006年(平成18年)</p> <p>2月「大気汚染防止法施行令及び同法施行規則」の一部が改正、アスベストを使用した工作物の解体等も規制の対象となる</p> <p>2月 外来生物法に基づく特定外来生物に第二次指定43種追加</p> <p>3月「油汚染対策ガイドライン」(鉱油類の汚染土壌の対応について)環境省中央環境審議会が取りまとめ</p> <p>11月 クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの健康リスクの低減を図るための指針値定まる</p> <p>11月「亜鉛含有量の排水基準の見直し」('06. 12. 11施行)</p>	<p>2006年(平成18年)</p> <p>3月 藤沢市環境基本計画の改定</p> <p>6月 第11回藤沢市環境フェア参加</p> <p>11月 第37回藤沢市総合かがく展に参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2007年(平成19年)</p> <p>6月「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し) ('07. 07. 01施行)</p> <p>7月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し) ('07. 07. 01施行)</p> <p>12月「航空機騒音に係る環境基準について」一部改正の告示(航空機騒音に係る環境基準をWE C P N L(加重等価平均感覚騒音レベル)からL d e n(時間帯補正等騒音レベル)へ変更) ('13. 04. 01施行)</p>	<p>2007年(平成19年)</p> <p>6月 第12回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>6月 「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」制定</p> <p>10月 ~2008年2月 神奈川県より電気自動車の貸与を受け、「利用実証実験」に協力</p> <p>11月 第38回藤沢市総合かがく展に参加</p>
<p>2008年(平成20年)</p> <p>9月「排水基準の定める省令の一部を改正する省令」(りん含有量及び窒素含有量の暫定基準の見直し) ('08. 10. 01施行)</p>	<p>2008年(平成20年)</p> <p>6月 第13回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>8月 「引地川水系ダイオキシン汚染事件」の原因となった焼却炉の解体終了</p> <p>10月 第39回藤沢市総合かがく展に参加</p>
<p>2009年(平成21年)</p> <p>4月 土壤汚染対策法改正(一定規模以上の土地の形質変更時の届出及び調査制度の創設、土壤汚染が判明した区域の指定制度の変更、汚染土壌処理業制度の創設) ('10. 04. 22公布)</p> <p>9月「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」環境省告示(微小粒子状物質に環境基準が設定)</p> <p>11月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」(二酸化炭素の排出の抑制に関する指針の廃止) ('10. 04. 01施行)</p>	<p>2009年(平成21年)</p> <p>4月 「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正</p> <p>6月 第14回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>10月 第40回藤沢市総合かがく展に参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2009年(平成21年)</p> <p>11月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」告示(水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準項目に1,4-ジオキサンを追加、1,1-ジクロロエチレンの環境基準値を見直し、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目については、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加、1,2-ジクロロエチレンと1,1-ジクロロエチレンを見直し)</p> <p>2010年(平成22年)</p> <p>5月「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(ばい煙の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、改善命令等の要件の見直し、事業者の責務規定の創設、(大気汚染防止法))(排水水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事故時の措置の対象の追加、事業者の責務規定の創設(水質汚濁防止法))('11.04.01施行)</p> <p>7月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し)('10.07.01施行)</p> <p>9月「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(告示)の改正等について(相模川下流の水域類型を見直し)</p> <p>10月「中央環境審議会の今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第9次答申)」有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直し等、健康リスク低減を図るため砒素及びその化合物に指針値を定める</p>	<p>2010年(平成22年)</p> <p>3月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正</p> <p>6月 第15回藤沢市環境フェアに参加</p> <p>10月 第41回藤沢市総合かがく展に参加 10月 水辺に親しむ会に参加(引地川親水公園で水質検査を行った)</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2011年(平成23年)</p> <p>6月「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布(有害物質使用特定施設(下水道合流地域)及び有害物質貯蔵指定施設の設置者等について届出規定の創設、基準遵守義務の創設、基準遵守義務違反時の改善命令の創設、定期点検義務の創設)('12.06.01施行)</p> <p>7月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」公布(指定事業所の設置等の手続き等の簡素・合理化、環境配慮推進事業所の登録制度及び化学物質の自主管理状況の報告制度の創設、環境情報の提供等を促進するための規定を定める)('12.10.01施行)</p> <p>7月「土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(自然由来土壌汚染地及び臨海埋立地度の特例を定め、自然由来重金属汚染等による土壌汚染の調査の特例の創設等を行う)('11.7.08施行)</p> <p>10月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する環境省告示」(カドミウムの環境基準値の見直し)</p> <p>10月「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する環境省告示」(カドミウムの環境基準値の見直し)</p> <p>10月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(1,1-ジクロロエチレンの排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直し、亜鉛の暫定排水基準の適用期限を、3業種について延長)('11.11.01施行)</p> <p>2012年(平成24年)</p> <p>3月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(改正法の施行に伴い、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について規定、その他の必要な改正を行う)('12.06.01施行)</p>	<p>2011年(平成23年)</p> <p>5月 神奈川県と共同で海水の放射能濃度測定開始</p> <p>6月 市内各所で放射線量の測定開始</p> <p>10月 第42回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>12月 第16回藤沢市環境フェアに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2012年(平成24年)</p> <p>5月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(有害物質にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが追加された。指定物質にクロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物並びにフェノール類及びその塩類を追加、特定施設の追加)('12. 5. 25施行)</p> <p>5月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(1,4-ジオキサンを排水基準(一律基準)の対象項目に追加)('12. 5. 25施行)</p> <p>5月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについて、地下水の浄化措置命令に関する基準を定めた)('12. 6. 1施行)</p> <p>8月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(水生生物の環境基準項目にノニルフェノールを追加)</p> <p>8月「底質調査方法について」(水質の環境基準項目及び要監視項目等の追加、分析方法が著しく改良された項目の追加等)</p> <p>10月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(指定物質に1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)を追加)('12. 10. 1施行)</p> <p>11月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」(事故時の措置の対象物質として、1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、フェノール類の塩類並びにマンガン及びその化合物を追加)('12. 12. 1施行)</p>	<p>2012年(平成24年)</p> <p>4月 第2次一括法「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法が改正され、これにより県が告示していた各法律について市が告示することになった('12. 06. 01施行) 騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視業務が神奈川県から市に委譲</p> <p>10月 第43回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>11月 藤沢自然と親しむ会に参加</p> <p>12月 第17回藤沢市環境フェアに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2013年(平成25年)</p> <p>3月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(水生生物の環境基準項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加、要監視項目に4-<i>t</i>-オクチルフェノール、アニリン及び2,4ジクロロフェノールを追加)</p> <p>3月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(揮発性有機化合物排出者が測定し結果を記録しなければならない当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物排出濃度の測定回数を年2回以上から年1回以上に改正)('13. 3. 6施行)</p> <p>3月 微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針」(1日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えると予想される場合には朝方の判定方法(一般環境大気測定局の「午前5～7時」における時間の値の「平均値の中央値」が「85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$」を超過した場合)により注意喚起を行うことが適当と判断された)('13. 3. 1施行)</p> <p>3月 神奈川県は環境省の暫定指針に基づきPM2.5の濃度が高くなる場合に備え、平成25年3月9日から朝8時に判定する高濃度予報の提供を行う</p> <p>6月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物並びに硝酸化合物における暫定排水基準を見直し)('13. 7. 1施行)</p> <p>6月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(特定工事の実施の届出義務者が受注者から発注者及び自主施行者に変更、解体等工事の受注者に対し事前調査並びに調査結果の説明及び掲示の義務付け、都道府県知事等による立入検査等の対象拡大)('14. 6. 1施行)</p> <p>7月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正」(ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の強化及び1,4-ジオキサンの排水基準を追加、その他の必要な改正)('13. 7. 30施行)</p>	

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2013年(平成25年)</p> <p>7月「神奈川県告示第424号」(公共用水域の類型見直しのため、境川(柏尾川合流点より上流(柏尾川を除く)の区域)がD類型、境川(柏尾川合流点より下流の区域及び柏尾川)がC類型、引地川(全域)がC類型)('13. 7. 30)</p> <p>9月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(閉鎖性海域の窒素・磷に係る暫定排水基準の見直し)('13. 10. 1施行)</p> <p>11月 微小粒子状物質(PM2. 5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について」午前7時以降にPM2. 5の濃度が上昇する事例が多数確認されたことから午後からの活動に備えた日中の判定方法(「午後5～12時」における8時間の値の「平均値」が「80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$」を超過した一般環境大気)についても判定を行うこととなる('13. 11. 13)</p> <p>12月 神奈川県は平成25年12月5日から午後1時の判定についても高濃度予報の提供を行う</p>	<p>2013年(平成25年)</p> <p>9月 藤沢市役所一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2. 5)の測定開始</p> <p>10月 第44回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>11月 第18回ふじさわ環境フェアに参加</p>
<p>2014年(平成26年)</p> <p>8月「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」(1, 1-ジクロロエチレンの土壌溶出量、第二溶出量地下水基準の見直し)('14. 8. 1)</p> <p>11月「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の改正について」(トリクロロエチレンの環境基準の見直し)('14. 11. 17施行)</p> <p>11月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(カドミウムの排水基準および地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直し)</p> <p>11月 微小粒子状物質(PM2. 5)に関する専門家会合において、最新の情報をふまえて検討が行われ、「注意喚起のための暫定な指針の判断方法の改善について(第二次)」をとりまとめた('14. 11. 28)</p>	<p>2014年(平成26年)</p> <p>10月 御所見小学校一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2. 5)の測定開始</p> <p>10月 第45回藤沢総合かがく展に参加</p> <p>12月 第19回ふじさわ環境フェアに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2015年(平成27年)</p> <p>5月「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に変更、鳥獣の管理を強化する内容が追加)('15. 5. 29施行)</p> <p>6月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(水銀に関する水俣条約の実施を確保するための水銀排出規制)('18. 4. 1施行)</p> <p>9月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準及び排水基準が見直し)('15. 10. 21施行)</p>	<p>2015年(平成27年)</p> <p>3月 環境分析センター竣工(本藤沢2-1-1)</p> <p>5月 引地川水質自動測定所廃止</p> <p>8月 第2回リサイクルプラザ藤沢フェア～ECO²(エコエコ)夏祭りに参加</p> <p>9月 藤沢橋自動車排出ガス測定局において微小粒子状物質(PM2. 5)の測定開始</p> <p>10月 第46回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>11月 第20回ふじさわ環境フェアに参加</p>
<p>2016年(平成28年)</p> <p>3月「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」(塩化ビニルモノマーの項目名がクロロエチレンに変更、クロロエチレン及び1, 4-ジオキサンに土壌の汚染に係る環境基準を設定)('17. 4. 1施行)</p> <p>「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」(特定有害物質としてクロロエチレンを指定)('17. 4. 1施行)</p> <p>3月「水質汚濁に係る環境規準についての一部を改正する件」(平成28年3月30日告示、環境省告示第37号)告示(生活環境項目環境規準として、公共用水域における底層溶存酸素量が新たに追加され、規準値が設定された)</p> <p>6月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物並びに硝酸化合物における暫定排水基準と見直し)('16. 7. 1施行)</p>	<p>2016年(平成28年)</p> <p>3月 境川水質自動測定所廃止</p> <p>7月 第3回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2016年(平成28年)</p> <p>11月 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」亜鉛含有量における暫定排水基準の見直し(' 16. 12. 11施行)</p> <p>「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」カドミウム及びその化合物における暫定排水基準の見直し(' 16. 12. 1施行)</p>	<p>2016年(平成28年)</p> <p>10月 境川・引地川水系水質浄化等促進協議会の解散</p> <p>10月 第47回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>11月 第21回ふじさわ環境フェアに参加</p> <p>12月 湘南台文化センターから湘南台小学校へ一般環境大気測定局を移設</p> <p>12月 湘南台小学校一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2. 5)の測定開始</p>
<p>2017年(平成29年)</p> <p>5月 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(土地の形質の変更の届出に併せ土壌汚染状況調査結果の提出、区域指定解除台帳の調整等) (' 18. 4. 1施行)</p> <p>(一時的免除中、操業中の事業所における土地形質の変更の届出、認定調査の合理化、土壌汚染状況調査の合理化等)</p> <p>(' 19. 4. 1施行)</p>	<p>2017年(平成29年)</p> <p>8月 第4回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加</p> <p>10月 第48回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>10月 明治市民センター一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2. 5)の測定開始</p> <p>12月 第22回ふじさわ環境フェアに参加</p> <p>12月 藤沢市役所新庁舎内覧会に参加</p>
<p>2018年(平成30年)</p> <p>6月 「神奈川県告示第328及び329号」公共用水域の類型見直し(目久尻川, 小出川がB類型、境川、引地川、目久尻川小出川が生物B類型)</p> <p>11月 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」の一部を改正(トリクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準の見直し)(' 18. 11. 19施行)</p>	<p>2018年(平成30年)</p> <p>8月 第5回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加</p> <p>10月 第49回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>11月 第23回ふじさわ環境フェアに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2019年(平成31年・令和元年)</p> <p>6月 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物における暫定排水基準を見直し)('19.7.1施行)</p> <p>11月 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(金属鉱業におけるカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の適用期間を延長)('19.12.1施行)</p>	<p>2019年(平成31年・令和元年)</p> <p>8月 第6回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加</p> <p>10月 第50回藤沢市総合かがく展に参加</p> <p>11月 第24回ふじさわ環境フェアに参加</p>
<p>2020年(令和2年)</p> <p>3月 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」公布(優良環境管理事業所制度の創設、災害時の規定の創設)('20.10.01施行)</p> <p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(カドミウム及びトリクロロエチレンの基準見直し)</p> <p>4月 「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」 「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」(カドミウム及びトリクロロエチレンの基準見直し)('21.4.1施行)</p> <p>5月 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(PFOS、PFOAの要監視項目追加)</p> <p>6月 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(調査報告に関する届出義務創設、有資格者による調査報告の義務化等)('21.4.1から'23.10.1まで段階施行)</p> <p>8月 「中央環境審議会の今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第12次答申)」 塩化メチル及びアセトアルデヒドについて指針値を定める</p>	<p>2020年(令和2年)</p> <p>12月 ふじさわ環境パネル展 (新型コロナウイルス感染拡大防止により中止となったふじさわ環境フェアの代替事業としてパネル展示に参加)</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2020年(令和2年)</p> <p>12月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(住宅宿泊事業に該当するものの用に供する厨房施設等を特定施設から除外)('20.12.19施行)</p> <p>「押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」(環境法令における押印の廃止)('20.12.28施行)</p>	
<p>2021年(令和3年)</p> <p>3月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」(石綿関連規定の創設(届出、住民周知、非常時の措置等))('21.10.1施行)</p> <p>9月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(電気めっき業の亜鉛に係る暫定排水基準が見直し)('21.12.11施行)</p> <p>「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」(ボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃し、バーナーの有無に係わらず燃料の燃焼能力のみを要件とする)('22.10.1施行)</p> <p>10月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(六価クロムの基準見直し、大腸菌群数から大腸菌数へ変更)('22.4.1施行)</p> <p>12月「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」(環境大臣が指定する圧縮機を規制対象外とする)('22.12.1施行)</p>	<p>2021年(令和3年)</p> <p>3月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」を廃止(同様の内容である「光化学スモッグ及び微小粒子状物質の緊急時措置等体制」を定めているため)</p> <p>11月 第52回藤沢市総合かがく展に参加(パネル展示)</p> <p>12月 令和3年度ふじさわ環境パネル展に参加</p>
<p>2022年(令和4年)</p> <p>3月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」(ボイラー要件の変更に関連する規定改正、石綿事前調査結果報告の項目追加)('22.3.3、一部'22.10.1施行)</p>	<p>2022年(令和4年)</p> <p>8月 第7回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加</p>

国 及 び 県	藤 沢 市(環境保全課)
<p>2022年(令和4年)</p> <p>5月 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準を見直し) (’22.7.1施行)</p> <p>12月 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(施行令第3条の3の指定物質にアニリン、PFOA及びその塩等4物質が追加された)(’23.2.1施行)</p>	<p>2022年(令和4年)</p> <p>10月 第53回藤沢市総合かがく展に参加 (パネル展示)</p> <p>11月 第25回ふじさわ環境フェア E c o 2ま つり2022に参加</p>